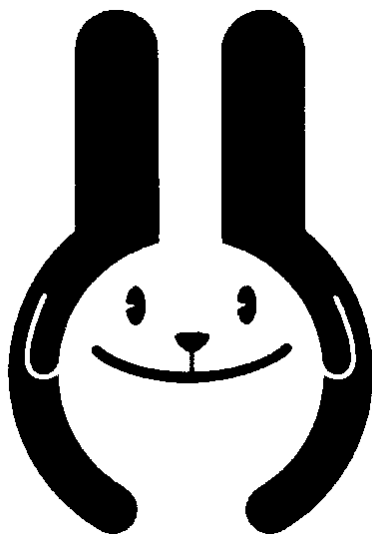


改定版 2018 年 6 月

このガイドブックは2018年6月から
発効する改定内容を掲載したものです。
大切に保管してください。

エコロたすけあい制度 ガイドブック

組合員どうしのたすけあいのしくみ



エコロとは「はい、どうぞ」という意味のイタリア語です。困った時に手を差しのべあって
たすけあうという想いが込められています。マスコットキャラクターはウサギのエコぴょん。
一見可愛いウサギですが、逆さにしてみると両手が図案化されています。

生活クラブ生活協同組合都市生活



はじめに

あったらいいな！こんなたすけあい

少子高齢化の進展と地域コミュニティの希薄化は、そこに暮らす個人や世帯の孤立感を強め、生活の不安を増大させています。

2015 年に実施をした「あったらいいな！こんなたすけあいアンケート」でも、「困りごとを頼める人がいなくて辛かった体験」や、「出来ることがあれば手助けをしたい想い」が数多く寄せられました。

子育て中であっても高齢になっても、ちょっと人の助けを借りたいとき、身近にたすけあえる関係が有ることはとても心強いものです。

そこで生活クラブ都市生活は、ちょっとした困りごとを、組合員どうしで解決できるしくみを創り出していきたいと考えています。それが「エコロたすけあい制度」です。組合員どうしの身近なたすけあいを応援するしくみです。

自分と仲間のために、そして次世代のためにも、おおぜいの力で「エコロたすけあい制度」を成功させましょう。



目 次

はじめに・目次 — 1

エコロたすけあい制度とは — 2

依頼のしかた — 3

制度のきまりごと — 4

制度の内容（生活保障） — 5～6

制度の内容（組合員活動保障） — 7

制度の内容
（共同購入保障・人と人とのつながりづくりの応援） — 8

エコロ講座のご案内 — 9

規約・細則 — 10～11

申請書類・目次 — 12

給付申請書・エコロサークル登録申請書 — 13～18

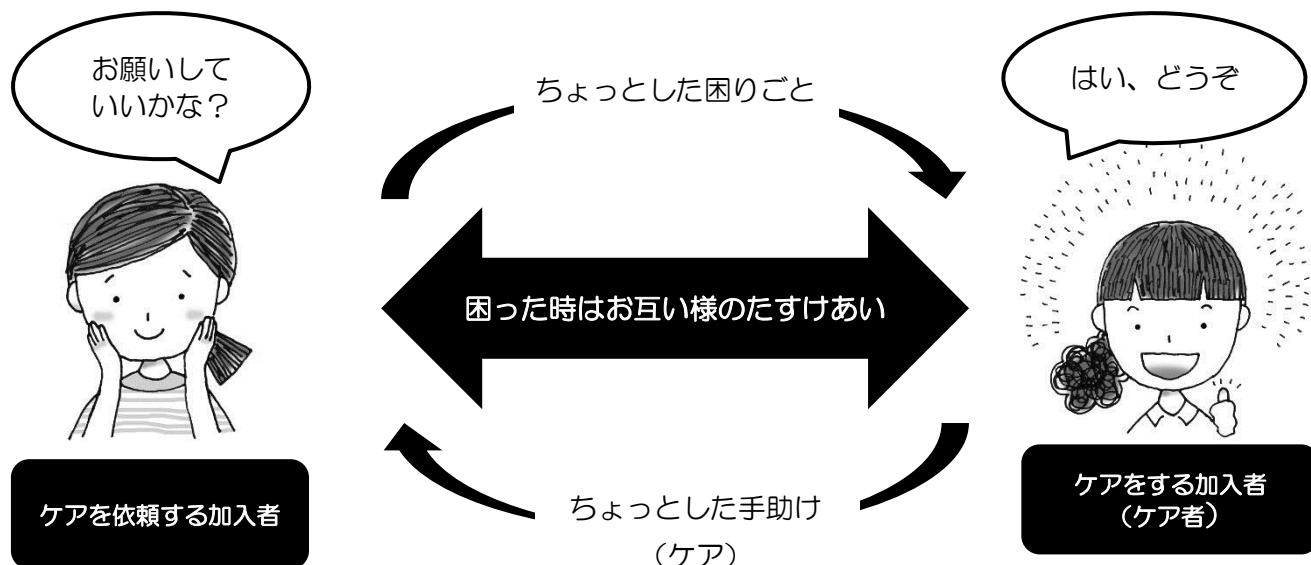
エコロたすけあい制度の問い合わせ先・コーディネートの相談窓口 — 裏表紙





エコロたすけあい制度とは

組合員どうしの“身近なたすけあい”を支えるしくみが、エコロたすけあい制度です。ちょっとした困りごとと、ちょっとした手助けをつなぐしくみを、みんなの力で創りあげていく、生活クラブ都市生活の独自の共済制度です。



100円の掛け金

～毎月の掛け金は“ちょっとした手助け”の第1歩～

- 組合員であれば誰でも加入できます。加入者は掛け金として、毎月100円を拠出します。(掛け金は毎月の共同購入代金と一緒に引き落とされます)
- その掛け金を原資として、“ちょっとした手助け”をしたケア者に対し、ケア金を給付します。
- いざという時の自分自身のためにも、そして誰かのためにも、役立つお金が掛け金です。実際にケア者にならなくても、掛け金自体がすでに“ちょっとした手助け”の始まりなのです。

ケアとケア金

～身近なたすけあいには、おおぜいの加入者が必要
ケア金は全ての加入者からの「ありがとう」の言葉～

- ケアを依頼する者も、ケアをするケア者も、どちらも加入者に限ります。
- 例えば、知り合いの組合員が加入者で有れば、双方でケアしたり、受けたりすることが出来ます。
- ケア者が多ければ多いほど、身近なたすけあいが活発になります。そのためには、加入者自身が知り合いの組合員に声をかけるなど、加入者を増やしていくことも必要となります。
- ケア金は、ケア者に対する個人的なお礼ではなく、労働の報酬でもありません。全ての加入者からの、たくさんの「感謝の気持ち」を込めたメッセージです。

保障内容

～生活クラブ都市生活のオリジナルの制度だから
保障内容もみんなの力で育てていける～

- ①「生活保障」②「組合員活動保障」③「共同購入保障」④「人と人とのつながり作りの応援」から構成されます。
- ①「生活保障」と③「共同購入保障」には年間の利用限度額があります。(利用限度額については5頁からの制度の内容をご覧ください)
- 制度を活用し、加入者を増やしていくことによって、さらに組合員どうしのたすけあいに役立つ制度へと充実させていくことができます。



依頼のしかた

① 困りごとを依頼できる人がいる

知り合いの組合員（この制度の加入者）にケアをお願いできるケース

ケアをしてくれる人に
直接依頼する

- 知り合いの組合員・加入者に自身で直接依頼をします
- 依頼内容がガイドブックの保障内容に該当しているかを確認してからケアを実施して下さい

ケアの実施

ケア金の
「申請」をする

- ケア金の申請は依頼者が行います
- 申請書はケア実施後 30 日以内に提出して下さい

② 困りごとを依頼できる人がいない

身近にケアをお願いできる組合員（この制度の加入者）がいないケース

依頼出来る人がいない場合は
センターへ連絡

- ケア実施予定日の 1 週間前までにセンターへ連絡をして下さい
- ただし、コーディネーターの活動時間は月曜日～金曜日です。
※ 盆・正月は休みです

センターからコーディネーターへ連絡

コーディネーターがケア者をさがす

コーディネーターから依頼者に結果を連絡

ケア者が見つからない

ケアの不成立

ケア者が見つかる

ケアの実施

ケア金の
「申請」をする

困ったわ

ケア金の「申請」から「給付」まで

依頼者が申請書に記入

ケア実施後 30 日以内に
提出して下さい

申請書をセンターに提出

コーディネーターが介在した場合はコーディネーターのサインが必要です

審査・承認

「エコロ審査会」「たすけあい委員会」が審査・承認を行います

給付

ケア金がケア者へ、コーディネーター料はコーディネーターへ給付されます
※ 共同購入代金と相殺



制度のきまりごと

加入したいとき	● 加入申込書に必要事項を記入して、事務局に提出してください。 ● センターで受理した日付をもって、共済の発効が始まります。 ● ただし、組合員活動保障（7 頁）の「集団託児」のみ、開催会場での当日加入として受理し、即日発効します。
解約したいとき	● 毎月 20 日を締切り日として、解約を受け付けます。
掛け金	● 毎月の共同購入代金と一緒に引き落とされます。 ● 加入された直後の初回掛け金については、毎月 20 日を加入の×日（共同購入代金と同様の×日）とし、翌月の 12 日に引き落としをします。 → 例：21 日に加入した場合、その翌々月の 12 日に引き落とす
ケアの約束ごと	● 日常的な範囲での手助けとし、特別な資格や経験を必要とするケアは含めません。 ● 基本的に 1 ケア（1 回のケア）は 2～3 時間程度を想定しています。連続してそれ以上の時間がかかっても 1 ケア（1 回のケア）とします。 ● ケアにかかる交通費については、依頼者の負担とします。
ケア金について	● ケア金の申請書は事由発生後 30 日以内に提出してください。月末（毎月の最終日）が申請の×日です。月末を過ぎると次回の審査になります。 ● ケア金はケア者に支払われ、共同購入代金と相殺して給付となります。
コーディネートのこと	● ケア者探しをコーディネーターに依頼する場合、ケア実施予定日の 1 週間前までにセンターへ連絡をしてください。 ● ただし、コーディネーターの活動時間は月曜日～金曜日です。※盆・正月は休み ● コーディネーターへはコーディネート料として 1 件につき 800 円が給付されます。残念ながらケアに至らなかったケースについても 400 円（半額）給付されます。コーディネート料は共同購入代金と相殺して支払われます。
申請書について	● 各申請書はガイドブックの書式をコピーしてお使いください。生活クラブ都市生活の WEB サイトからもダウンロードできます。

ケア者保障保険について

- エッコロたすけあい制度に定められている全てのケアについて、「ケア者保障保険」が適用されます。
- この保険はケア者が家を出てから、ケアを終えて帰宅するまでの間を保障します。
- 事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡をしてください。
- ケアに自動車が使われた場合の自動車事故については、保障の対象にはなりません。

傷害保険 （ケア者本人）	死亡：300 万円 入院：3,000 円／日（180 日間限度） 通院：2,000 円／日（90 日間限度）
賠償責任保険	身体賠償：1 億円 財物賠償：1 億円

やっぱり顔なじみの
知り合いに頼めたら
ベストね。

急なお願いごとは、
特にね。困った時は
お互い様なもの。



でも、万が一の時に
コーディネーターへ
依頼できるのも心強
いわ。

コーディネーターに
お願いする場合は、
1 週間前に連絡する
んだよ。



保障の内容

生活保障

(日常生活のたすけあい)

暮らしのなかでちょっと困った時に、加入者どうして
たすけあうしくみです。ケア終了後に申請書を提出す
ることで、ケア者にケア金が給付されます。

※ 特別な資格を必要とするケアは含めません

年間限度額（利用できる上限の回数）合計 12 回



(例) 子どもの送迎や一時預かり



(例) 65 歳以上の加入者をサポートするケア

家族の定義：同居・別居を問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫、および兄弟姉妹とします。



① 加入者の妊娠・出産にともなうケア（産前産後のケア）

800 円／1 ケア

どんな時に使えるの？	どんなことを頼めるの？	利用条件
● 加入者の産前産後の通院・入院や、在宅療養をしている時 ● 加入者に用事がある時 ● 加入者がリフレッシュしたい時	● 子どもの送迎や一時預かり ● 家事援助	● ケア期間は、妊娠がわかった時から出産後 6 ヶ月の間 ● 母子手帳のコピー ※ 家族間のケアは対象外

② 加入者の子ども・孫の送迎や一時預かり

800 円／1 ケア

どんな時に使えるの？	どんなことを頼めるの？	利用条件
● 家族の体調が悪い時、通院をする時 ● 加入者に用事がある時 ● 加入者がリフレッシュしたい時 ● 仕事をもつ加入者にやむをえない困りごとがおきた時 (例：残業・交通機関の遅れ、警報による休校など)	● 子ども・孫の送迎や一時預かり	● 子ども・孫の定義は小学 6 年生まで ※ 孫は同居・別居を問わない ※ 家族間のケアは対象外





③ 加入者の通院・入院・在宅療養にともなうケア		800 円／1 ケア
どんな時に使えるの？	どんなことを頼めるの？	利用条件
● 加入者が事故や病気で、通院・入院・在宅療養している時	● 通院や入院時の付き添い ● 託児や家族の世話 ● 家事援助	※ 家族間のケアは対象外



④ 家族の介助や介護をしている加入者へのケア		800 円／1 ケア
どんな時に使えるの？	どんなことを頼めるの？	利用条件
● 家族の体調が悪い時、通院をする時 ● 加入者に用事がある時 ● 加入者がリフレッシュしたい時 ● 仕事をもつ加入者にやむをえない困りごとがおきた時 (例：残業、交通機関の遅れ、警報による休校など)	● 家族の世話や家事援助	※ 家族の同居・別居は問わない ※ 家族間のケアは対象外



⑤ 65 歳以上の加入者をサポートするケア		800 円／1 ケア
どんな時に使えるの？	どんなことを頼めるの？	利用条件
● 加入者の見守りや話し相手が必要な時 ● 加入者が通院・入院・在宅療養をしている時 ● 加入者自身では解決できない日常生活の困りごと	● 見守りや話し相手 ● 通院や入院時の付き添い ● 家族の世話や家事援助 ● 電球の付け替え・庭の手入れ・家具の移動・ごみ出し・パソコンやスマホの使い方など教えて欲しいことのサポート	※ 家族間のケアは対象外



⑥ 加入者の居住する住宅に損害が生じた際のケア		800 円／1 ケア
どんな時に使えるの？	どんなことを頼めるの？	利用条件
● 水漏れや火事などで住宅が損害にあった時	● 子どもの送迎や一時預かり ● 後片付けや家事援助	● 子どもの定義は小学6年生まで ● 自然災害は除く ※ 家族間のケアは対象外



⑦ 草木の世話・ペットの世話など		800 円／1 ケア
どんな時に使えるの？	どんなことを頼めるの？	利用条件
● 加入者が自宅を不在にする時 (例：遠方介護の時、旅行の時)	● 水やり・エサやり・散歩など	● コーディネーターの介在は不可 ※ 家族間のケアは対象外

組合員活動保障

(組合員活動を
支える為のたすけあい)

企画や催しものに参加する、委員となって活動するなど、生活クラブ都市生活の様々な活動に参加することを支えるしくみです。

年間限度額(利用できる上限の金額) は有りません



(例) 集団託児

加入者が講演会や学習会、その他の企画や催し物に参加するとき、開催場所で子どもたちを集団で預けることができます。



⑧ 加入者の組合員活動のサポート		800 円 / 1 ケア
どんな時に使えるの?	どんなことを頼めるの?	利用条件
● 理事会、クリエイター会議、支部ミーティング、あいたくて委員会等の組合員活動を行う時	● 子どもの送迎や託児 ● 家事援助	● 理事・クリエイター・モニット・委員会メンバー・スタッフ等、活動の企画運営にたずさわる組合員に限る ※ 家族間のケアは対象外



⑨ 組合員活動をしている際の延長保育・一時預かりの保障		実費 800 円まで
どんな時に使えるの?	どんなことを頼めるの?	利用条件
● 理事会、クリエイター会議、支部ミーティング、あいたくて委員会などの組合員活動にともない、延長保育や一時預かりが必要となった時	● 延長保育・一時預かり費用の実費支給	● 理事・クリエイター・モニット・委員会メンバー・スタッフ等、活動の企画運営にたずさわる組合員に限る ● 要領収書



⑩ 加入者の企画参加にともなう延長保育の保障		実費 800 円まで
どんな時に使えるの?	どんなことを頼めるの?	利用条件
● 加入者が生活クラブの企画や催し物に参加する時	● 延長保育・一時預かり費用の実費支給	● 要領収書



⑪ 集団託児		1,500 円 / 回 (上限 2 時間) ※当日 8 時以降、託児がキャンセルになった場合は 750 円 (半額) / 回 (ただし、警報等により企画が中止となった場合は適用外) ※2 時間を超える場合は 2,000 円 / 回
どんな時に使えるの?	どんなことを頼めるの?	利用条件
● 加入者が講演会や学習会、その他の企画や催し物に参加する時	● 開催場所で、子どもたちを集団で預ける	● 託児付きの企画に限る ● 加入者と同居している「孫」は、子ども扱いとする ● 未加入者は当日加入で対処し、集団託児の対象者とする ● 集団託児を行う者はすべて加入者とし、なおかつ託児スタッフとする

共同購入保障

配達後の共同購入品に対する事故を保障することによって、安心して共同購入に参加できます。

年間限度額は合計1万円まで。年3回まで保障可



⑫ 配達当日の共同購入品の破損・盗難・動物被害

- 年間の合計は1万円限度
- 年3回まで

どんな時に使えるの？

- 配達当日に共同購入品が破損したり、盗難や動物による被害を受けた時

どんなことを頼めるの？

- 被害実額の支給

利用条件

- ※ 動物の被害はペットによるものは除く

人と人との つながりづくりの応援 (エコロサークルの結成)

加入者どうしのつながりをつくり、“困った時はお互い様”の関係を応援するしくみです。

転勤してきた地域で
サークル仲間と知り
あえて心強いわ。



「エコロサークル」とは

5名以上の加入者で結成する自主的な活動組織です。気軽に交流をしたり、エコロ講座※を開催したりしながら、身近で気兼ねなく助け合える関係を、メンバー相互で育んでいくことを目指します。

(※エコロ講座については9頁をご覧ください)

「エコロサークル」をつくとどうなるの？

- 1団体に5,000円/1年間の活動を補助します。
※12月以降に結成・登録した団体は、2,500円(半額)の補助となります。
※補助金は、サークルとして交流をする際のお菓子やお茶の購入費などに使うことが出来ます。
- エコロ講座(9頁参照)を開催することが出来ます。
※講座の開催補助として、講座料(3,000円まで)と交通費の実費を支給します。(会場費は団体負担)
※開催補助には、年間限度額(上限)があります。
- 年度末に活動報告書を生協に提出します。

結成のルールは？

- 子育て・食育・健康・老後・生活文化などをテーマとして活動すること。
- メンバーは5名以上とし、全員加入者です。生協に所定の用紙で登録をして下さい。また、年度末に更新(もしくは解散)の手続きをお願いします。
- メンバー以外の加入者に、サークルの紹介(情報公開)を行うことをご了承願います。
- 年間で最低1回以上、エコロ講座を開催しましょう。



エコロ講座のご案内

エコロ講座とは

- エコロ講座は、子育て・食育・健康・老後・生活文化などをテーマとして、組合員どうしが学びあう場です。お互いの豊かな暮らしづくりのため、積極的に活用しましょう。
- エコロサークルは、エコロ講座の開催をきっかけに、サークル以外の加入者にも出会いと交流の場をつくり、地域にたすけあいのネットワークを広げていきましょう。

エコロ講座の開催について

- エコロサークルの代表者には別途、講座ガイドブックをお届けします。
- エコロサークルメンバーの8割以上の参加を目指しましょう。
- 開催の申し込み・開催後の報告
申し込みは所定の申請書に記入のうえ、開催予定日の1ヶ月前までに提出してください。講座の開催後は10日以内に、所定の報告書を提出してください
- 講座の開催補助（年間限度額は上限20,000円まで）
講座料（3,000円まで／1回）と交通費の実費を支給します。
（会場費や材料費はサークル負担）

※ エコロ講座は組合員ならどなたでも開催できますが、かかる経費（講座料や交通費など）の補助はありません。開催を希望する方には講座ガイドブックをお渡ししますのでお問い合わせ下さい。

エコロ講座

※ 以下のリストは、紙面の都合上、講座の一部をご紹介します。

※ 生活クラブ都市生活のWEBサイトに全講座を紹介しています。

こちらのQRコードからも閲覧することができます



1. 健康

①	笑いヨガ
②	家族で食べよう健康ごはん
③	HULA（フラ）
④	セルフハンドケア（アロマ）
⑤	ゆるやかヨガ
⑥	フェイシャルマッサージ
⑦	タイ式健康体操「ルーシーダットン」

2. 食育

①	家族で食べよう健康ごはん
②	こうじ作り
③	かまどでご飯
④	ダッチオーブン料理
⑤	「手前みそ」を作ろう！
⑥	洋菓子づくり講座

3. 子育て

①	親子で楽しいリトミック
②	タイ式ベビーマッサージ
③	親子でリトミック

4. 生活文化

①	初心者のためのパソコン教室
②	名前入りのキャラクターハンコづくり
③	アクセサリづくり
④	ナチュラルライフレッスン
⑤	ウクレレ講座
⑥	笑い文字「ありがとう入門講座」

5. 老後

①	やさしくわかる介護保険
②	みんなで歌おう
③	クラシックコンサート



エコロたすけあい制度 規約・細則

エコロたすけあい制度 規約

(目的)

第1条 生活クラブ都市生活・エコロたすけあい制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合都市生活（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 生協は加入者から掛け金を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 生活保障

- (1) 加入者の妊娠・出産にともなうケア
- (2) 加入者の子ども・孫の送迎や一時預かり
- (3) 加入者の通院・入院・在宅療養にともなうケア
- (4) 家族の介助や介護をしている加入者へのケア
- (5) 65歳以上の加入者をサポートするケア
- (6) 加入者の居住する住宅に損害が生じた際のケア
- (7) 草木の世話・ペットの世話など

2. 組合員活動保障

- (1) 加入者の組合員活動のサポート
- (2) 組合員活動をしている際の延長保育・一時預かりの保障
- (3) 集団託児
- (4) 加入者の企画参加にともなう延長保育の保障

3. 共同購入保障

4. 人と人とのつながり作りの応援

(エコロ制度の管理・運営)

第3条 エコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。

(理事会が委任する委員会の議決事項)

第4条 理事会が委任する委員会は、生協の総代会・理事会の決定に基づき、次の事項を議決します。

- (1) エコロ制度事由発生の処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ制度事業案の策定に関する事項
- (4) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは、加入者本人とその同居家族とし、加入者となることができる者は生協の組合員とします。

(加入手続き)

第6条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛け金および払込方法)

第7条 掛け金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。
2. 掛け金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 効力の開始は、申し込みが受理された日よりとします。

(給付金の受取人)

第9条 給付金の受取人は、加入者本人とします。

(契約期間)

第10条 契約期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、本人の申し出がない限り継続します。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第11条 加入者は契約の成立後、次の事項が生じたときは、遅滞なく生協に届けるものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更

(契約の消滅)

第12条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払込猶予期間および失効)

第13条 掛け金の払込猶予期間は、払込期日の翌日から3ヶ月とします。

2. 払込猶予期間が過ぎても、なお掛け金が払い込まない場合、契約は払込期日の翌日午前0時にさかのぼって失効します。ただし、理事長があらかじめ事実関係の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

(事由発生の報告)

第14条 加入者またはその家族は、事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きを取るものとします。

(給付金の支払い請求)

第15条 事由が発生したときは、その発生日から30日以内に申請書を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

2. 給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。

3. 申請時も生協の組合員であることとします。

(給付金の支払い)

第16条 給付金は、事由内容を規約および細則にそって、理事会が委任する委員会が審査し、支払うものとします。

(調整)

第17条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じたときは、理事会が委任する委員会において調整するものとします。

(業務委託)

第18条 生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(細則)

第19条 生協はこの規約に定めるもののほか、エコロ制度活動のための手続き、その他の業務執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則)

第20条 この規約は、2016年10月1日から施行するものとします。
2. この規約の改廃は、生協の理事会において行うものとします。
3. この改正規約は、2018年6月1日から施行するものとします。

エコロたすけあい制度 細則

(総則)

第1条 エコロたすけあい制度規約第19条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居・別居を問わず親・子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹とします。

(入院の定義)

第3条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。
2. 「病院」とは、医師法に定める病院または診療所とします。ただし、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

(在宅療養の定義)

第4条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(契約期間をまたがる事由の取り扱い)

第5条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第6条 規約に規定する「組合員活動」とは、理事会で承認されたものとし、理事会・クリエイター会議・支部ミーティング・あいたくて委員会などの企画運営にたずさわる組合員活動、ならびに集会やイベント等とします。

(掛け金の払込方法)

第7条 規約第7条の掛け金の払込方法は、毎年度の協同購入代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第8条 規約第10条の2で規定する解約方法は、解約届を毎月度20日までに受付、解約できるものとします。

(保障内容)

第9条 規約第2条で規定する「契約期間中に発生した各事由に対する保障内容」および第15条に規定する「支払い請求に必要な申請書」は別表のとおりとします。

(ケアおよびケア者の定義)

第10条 「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

(附則)

第11条 この規約は、2016年10月1日から施行するものとします。
2. この規約の改廃は、生協の理事会において行うものとします。
3. この改正規約は、2018年6月1日から施行するものとします。



給付申請書

登録申請書

- 次ページ以降は、「給付申請書」ならびに「登録申請書」（エコロサークルの結成）を掲載しています。申請をされる方はコピーをしてお使い下さい。また、コピーをしたものをお届けすることも出来ますので、各センターにご連絡下さい。
- なお、「給付申請書」「登録申請書」は、生活クラブ都市生活の WEB サイトからもダウンロードできます。

生活クラブ都市生活

検索
- 記入された「給付申請書」「登録申請書」は、FAX では受付できません。必ず配達担当者にお渡し下さい。

給付申請書

- 生活保障①～⑦ —— P13
（ガイドブックのP5～6に掲載されている保障が申請できます）
↓
右側のページ（P14）の「記入例」を参考に記入して下さい
- 組合員活動保障⑧～⑩ —— P15
（ガイドブックのP7に掲載されている保障が申請できます）
- 組合員活動保障⑪ —— P16
（ガイドブックのP7に掲載されている「⑪集団託児」が申請できます）
- 共同購入保障 —— P17
（ガイドブックのP8に掲載されている保障が申請できます）

とっても助かったわ！

申請書を書いて30日以内に配達便で出せばいいのね。



ケアを依頼した加入者

登録申請書

- 登録申請書 —— P18
（ガイドブックのP8に掲載されている「エコロサークル」を結成する時にお出し下さい）





給付申請書

※ コピーして使って下さい
※ 太字枠内を記入して下さい

生活クラブ都市生活 御中

下記エコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	年 月 日	組合員コード	
申請者（依頼者）名		電話番号	

コーディネーター氏名		コーディネーターの確認
組合員コード		確認日付 / 印

■ 適用事由に○を付けて下さい。（適用事由が複数ある場合は、事由ごとに申請書を提出して下さい）

①	加入者の妊娠・出産にともなうケア（産前産後のケア） ※ 母子手帳のコピーも添付して下さい
②	加入者の子ども・孫の送迎や一時預かり（子ども・孫の定義は小学6年生まで）
③	加入者の通院・入院・在宅療養にともなうケア
④	家族の介助や介護をしている加入者へのケア
⑤	65 歳以上の加入者をサポートするケア → 加入者の年齢 歳
⑥	加入者の居住する住宅に損害が生じた際のケア
⑦	草木の世話・ペットの世話など

■ 以下にケア報告を記入して下さい。

事由発生日	年 月 日 ()	ケア時間	時 分 ~ 時 分
ケア者氏名		ケア者の組合員コード	
ケア者と申請者（依頼者）との関係 ※班が同じなら班名もお書きください			
ケア内容	※ケアを必要とした理由はできるだけ具体的にお書き下さい。 ※託児の場合は子ども・孫の年齢をお書き下さい。		

ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日（エコロ審査会）	月 日		
たすけあい委員会 承認日	月 日		
ケア金の給付金額	合計 円	給付日	月 日
コーディネーター料	合計 円		



給付申請書

記入例

生活クラブ都市生活 御中

下記エコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	2018 年 6 月 5 日	組合員コード	〇〇〇〇〇〇〇
申請者（依頼者）名	都市 せいこ	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

コーディネーター氏名		コーディネーターの確認
組合員コード		確認日付 / 印

■ 適用事由に○を付けて下さい。（適用事由が複数ある場合は、事由ごとに申請書を提出して下さい）

	①	加入者の妊娠・出産にともなうケア（産前産後のケア） ※ 母子手帳のコピーも添付して下さい
○	②	加入者の子ども・孫の送迎や一時預かり（子ども・孫の定義は小学6年生まで）
	③	加入者の通院・入院・在宅療養にともなうケア
	④	家族の介助や介護をしている加入者へのケア
	⑤	65 歳以上の加入者をサポートするケア → 加入者の年齢 歳
	⑥	加入者の居住する住宅に損害が生じた際のケア
	⑦	草木の世話・ペットの世話など

■ 以下にケア報告を記入して下さい。

事由発生日	2018 年 6 月 1 日（金）	ケア時間	11 時 00 分 ～ 13 時 00 分
ケア者氏名	名谷 えりこ	ケア者の組合員コード	〇〇〇〇〇〇〇
ケア者と申請者（依頼者）との関係 ※班が同じなら班名もお書きください	一緒に班を組んだ子育てサークルのママ友 （班名 フィナンシェ）		
ケア内容	※ケアを必要とした理由はできるだけ具体的にお書き下さい。 ※託児の場合は子ども・孫の年齢をお書き下さい。 上の子がケガをして病院に連れていくことになり、下の娘（2才）を同じ班の友だちに預かってもらいました。 急なお願いだったのですが、快く預かってもらえて助かりました。		

ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日（エコロ審査会）	月 日		
たすけあい委員会 承認日	月 日		
ケア金の給付金額	合計 円	給付日	月 日
コーディネーター料	合計 円		

組合員
活動保障
⑧～⑩



給付申請書

※ コピーして使って下さい
※ 太字枠内を記入して下さい

生活クラブ都市生活 御中

下記エコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	年 月 日	組合員コード	
申請者（依頼者）名		電話番号	

コーディネーター氏名		コーディネーターの確認
組合員コード		確認日付 / 印

⑧ 加入者の組合員活動のサポート

■ ケア報告を記入して下さい。（子ども・孫の年齢も記入）

事由発生日	年 月 日 ()	ケア時間	時 分 ~ 時 分
企画、会議、委員会名		開催時間	時 分 ~ 時 分
ケア者氏名		ケア者の組合員コード	
ケア者と申請者（依頼者）との関係 ※班が同じなら班名もお書きください			
ケア内容			

ケア金の請求金額	合計 円	活動証明者記入欄 (会議や企画の主催者が証明して下さい)	
----------	------	---------------------------------	--

⑨⑩ 組合員活動および企画参加にともなう延長保育の保障

■ 延長保育の請求金額を記入して下さい。

事由発生日	年 月 日 ()	企画、会議、委員会名	
会場名		開催時間	時 分 ~ 時 分
延長保育先			

延長保育の請求金額	合計 円	活動証明者記入欄 (会議や企画の主催者が証明して下さい)	
-----------	------	---------------------------------	--

ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日（エコロ審査会）	月 日		
たすけあい委員会 承認日	月 日		

ケア金の給付金額	合計 円	給付日	月 日
コーディネーター料	合計 円		



生活クラブ都市生活 御中

下記エコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	年 月 日	主催者名	
企画名称		企画時間	時 分 ~ 時 分

■ 託児の依頼者リスト (エコロの欄：加入の場合「○」 未加入の場合「200 円」を記入)

	組員コード	組員氏名	子どもの名前	月 齢	性 別	エコロ	出 欠
1				歳 ヶ月			
2				歳 ヶ月			
3				歳 ヶ月			
4				歳 ヶ月			
5				歳 ヶ月			
6				歳 ヶ月			
7				歳 ヶ月			
8				歳 ヶ月			
9				歳 ヶ月			
10				歳 ヶ月			

■ 託児スタッフリスト (給付条件：加入の場合「○」)

	組員コード	組員氏名	エコロ
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

託児時間
時 分 ~ 時 分
(該当する給付金額に○を) @750 円 @1,500 円 @2,000 円 × 託児スタッフ 名
ケア金の請求金額
合計 円

活動証明者記入欄 (会議や企画の主催者 2名)		
----------------------------	--	--

ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます

事務局記入欄		
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由
審査日 (エコロ審査会)	月 日	
たすけあい委員会 承認日	月 日	

ケア金の給付額	合計 円	エコロ預かり金 円	給付日 月 日
---------	------	-----------	---------

共同購入
保障 ⑫



給付申請書

※ コピーして使ってください
※ 太字枠内を記入して下さい

生活クラブ都市生活 御中

下記エコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	年 月 日	組合員コード	
申請者名		電話番号	

- 担当職員の配達後、組合員が荷分け中や運搬している際に消費材を破損させた時、あるいは盗難による被害を保障します。
- カラスや猫などの動物による被害も保障します。ただし、ペットによる被害は除きます。
- 配達当日に発生した事由が保障対象です。事由の発生時は速やかにセンターへ一報を入れて下さい。
- 保障される年間の合計金額は1万円まで。申請回数の上限は年3回までとします。

■ 事由報告

事由発生日時	年 月 日 時頃	発生場所	
センター連絡日	年 月 日 時頃	(電話を受けた職員氏名)	
被害内容	破損 動物による被害 盗難 (いずれかに○)		
保管状況と発生時の状況			
再発防止の対策			

■ 被害品目

被害品目	数量	金額(税込み)
(記入例) 鶏卵(10個入り)	5 個	147 円
		円
		円
		円
請求合計金額		147 円

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日(エコロ審査会)	月 日		
たすけあい委員会 承認日	月 日		
ケア金の給付金額	合計 円	給付日	月 日

人と人との
つながりづ
くりの応援



登録申請書

※ コピーして使って下さい
※ 太字枠内を記入して下さい

エコロサークル

生活クラブ都市生活 御中

下記エコロサークルを結成しますので、登録をします。

記入日	年 月 日	サークル名	
代表者名		組合員コード	

■ サークルのテーマや結成の経緯

テーマ (当てはまるものに○)	子育て	食育	健康	老後	生活文化
結成の目的や 実現したいこと					
メンバーの間柄や 結成の経緯					

■ サークルメンバーの名簿

	班名・個配	組合員コード	組合員氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

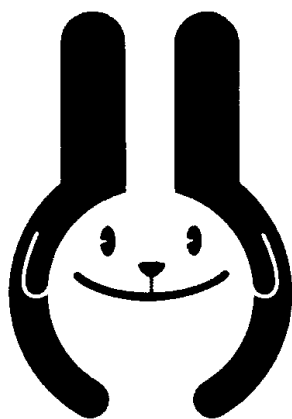
ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます

エコロサークルのきまりごと

- 子育て・食育・健康・老後・生活文化などをテーマとして活動をしてください。
- メンバーは5名以上とし、全員が組合員でありエコロたすけあい制度の加入者です。なお、メンバー以外の加入者にサークルの紹介（情報公開）を行うことをご了承ください。
- 1団体に5,000円/1年間の活動を補助します。ただし、12月以降に結成・登録した団体は、2,500円（半額）の補助となります。なお、各サークルは、年度末に必ず活動報告書をお出しく下さい。
- 年間に最低1回は、エコロ講座を開催しましょう。

事務局記入欄

センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日（エコロ審査会）	月 日		
たすけあい委員会 承認日	月 日		
補助金の給付金額	合計 円	給付日	月 日



**エコロたすけあい制度
問い合わせ先・相談窓口**

生活クラブ都市生活・本部センター
☎ 078-904-3381

生活クラブ都市生活・名谷センター
☎ 078-794-1313